

指定校変更許可可能人数の考え方について

第4回阿見町立学校再編検討委員会において、資料7の4ページにある指定校変更許可可能人数の考え方について、説明の不足がございましたので、本資料によって補足いたします。

議論の中で、『許可可能人数が数人の学年は荒寺線より北側に数人増えただけで新小学校が過大規模校になってしまう』というご意見がございましたが、この状況において、可能人数が数人であることは、本郷小学校が小規模校になってしまうことを回避するためのものです。

新小学校は、現時点の人数を基にすると、学年に30～80人程度受け入れることが可能な推計です。開校時の各学年の人数推計については次ページ以降でご確認ください。

これまでの検討委員会での議論では、荒寺線を基本に通学区域を検討するという方針の中で、その南側からの指定校変更については、希望者が数人であるということも踏まえて、両校が最低限の教育環境を確保できるのであれば、認めても良いのではないかとという考え方が整理されてまいりました。

この議論に基づき、下記の範囲内で指定校変更を認める基準案を作成しました。

- ①新小学校が過大規模校にならない範囲（35人学級×5学級＝**175人以下**）
- ②本郷小学校が小規模校にならない範囲（41人以上。特別支援学級や転居を考慮すると概ね**45人以上**）

この範囲に収まらない状況となった場合の、指定校変更許可の優先順位について、委員から下記③のとおりご意見がありましたが、他に④のような考え方のご意見もありますので検討をする必要があります。

- ③指定校変更の希望者も含めて、新小学校通学区域全体で定住日が早い世帯を優先する。

（例えば、本郷三丁目に平成25年に定住して指定校変更を希望する世帯と、
本郷一丁目に平成31年に定住した世帯では、前者を優先とする）

- ④あくまでも荒寺線が基本であるため、範囲に収まらない場合は、その対象地区（本郷三丁目）の中で、抽選、通学距離、あるいは公平を期すためにその学年は全員の指定校変更を許可しない等の判断をする。

（現状では、①の範囲を超えることよりも②の範囲に届かない可能性の方が高いので、本郷小学校を2学級確保するためには、本郷小学校側の人数が少しでも多くなる方策を考えなければならない）

指定校変更許可可能人数推計（H30年度6年生）

指定校変更を許可するにあたり、前提条件として下記の2項を満たす必要がある。

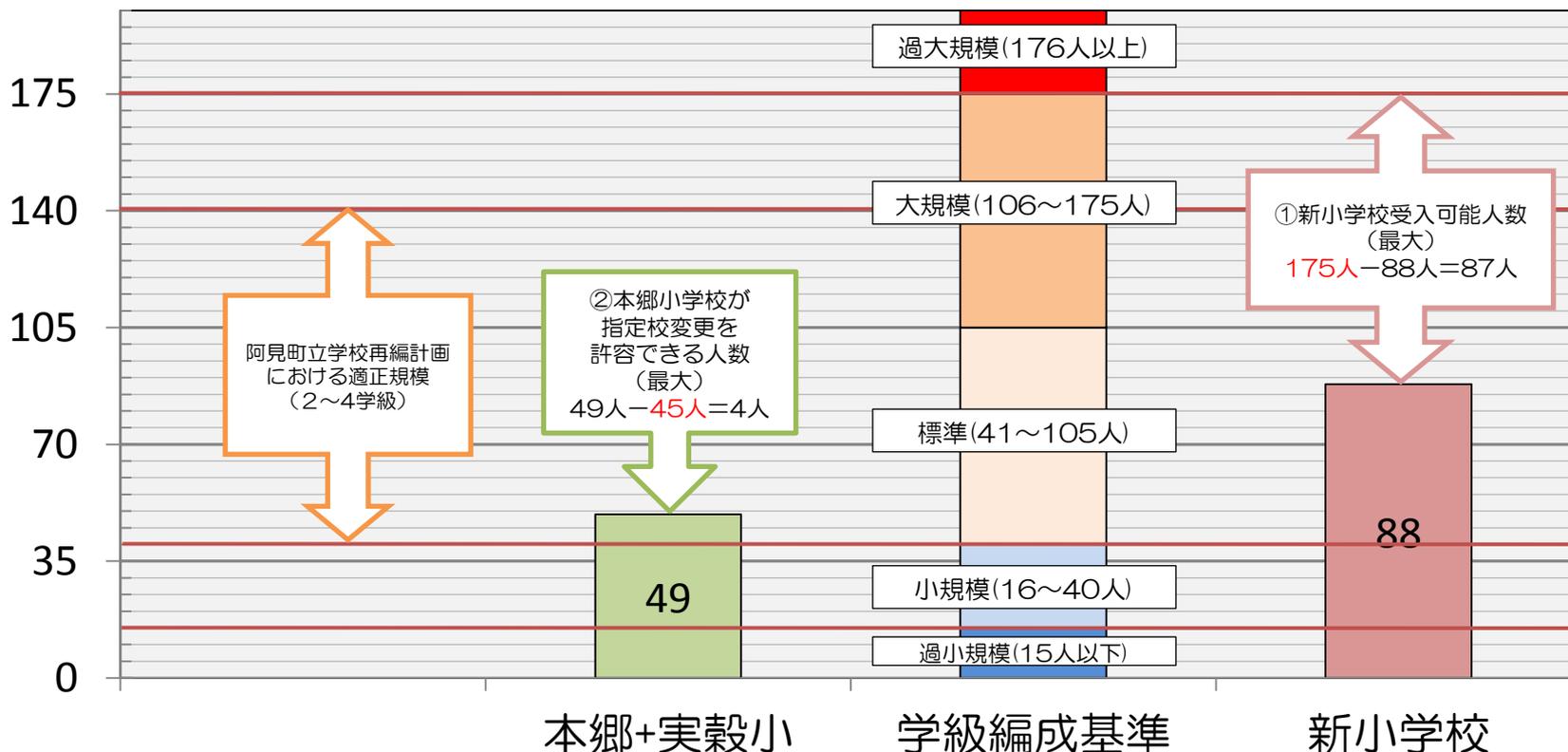
①新小学校が過大規模校にならない範囲（35人学級×5学級＝175人以下）

②本郷小学校が小規模校にならない範囲（41人以上。特別支援学級や転居を考慮すると概ね45人以上）

※例として、通学区域案④-2において、本郷二丁目に現在居住している児童が全員指定校変更を希望した場合、本郷三丁目（及び一区(C)）から指定校変更を許可できる人数は、

◎平成30年度6年生の場合、下記の表から、

【①87人>②4人】のため、上記2項を満たす人数4人までが指定校変更許可可能人数と考えられる。



指定校変更許可可能人数推計（H30年度5年生）

指定校変更を許可するにあたり、前提条件として下記の2項を満たす必要がある。

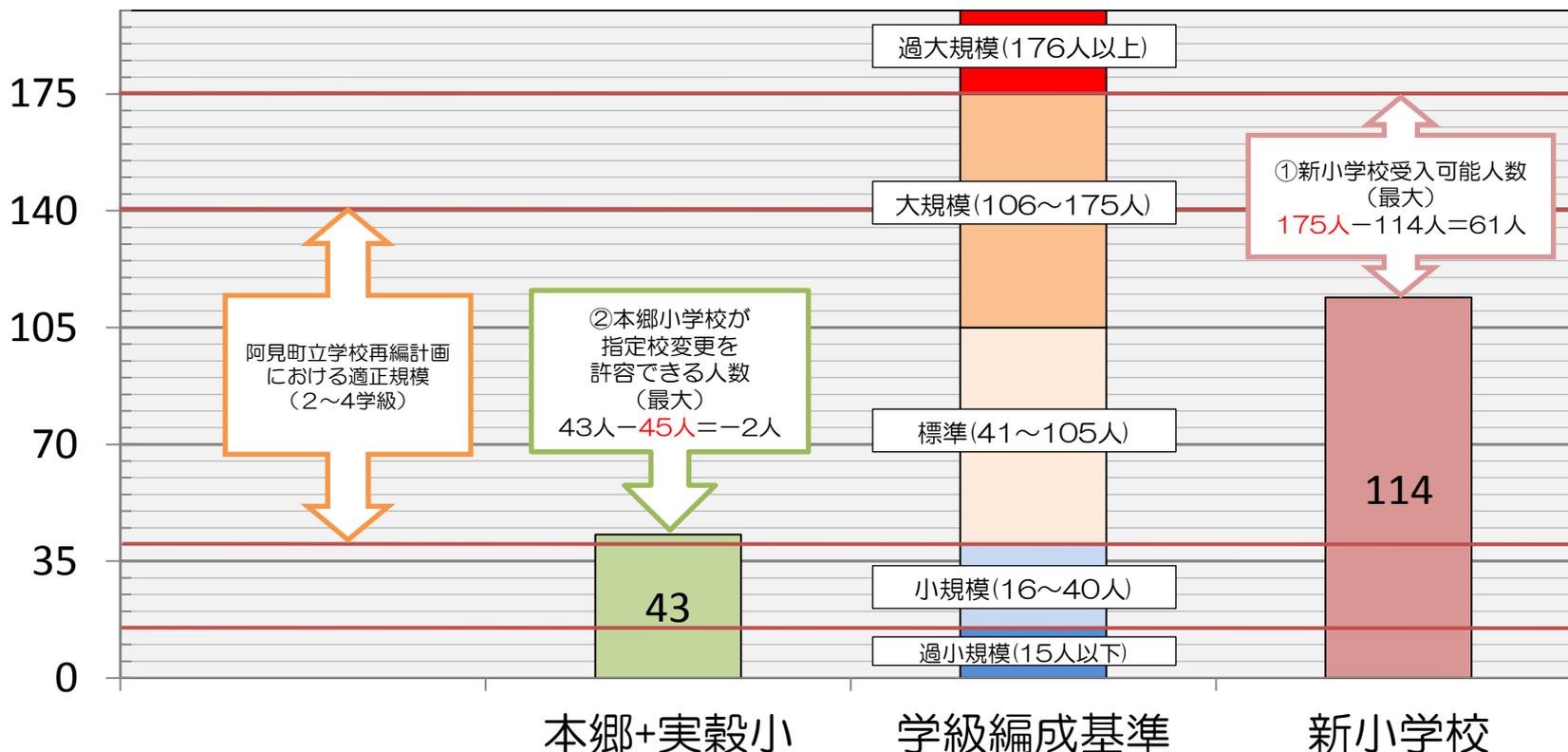
①新小学校が過大規模校にならない範囲（35人学級×5学級＝175人以下）

②本郷小学校が小規模校にならない範囲（41人以上。特別支援学級や転居を考慮すると概ね45人以上）

※例として、通学区域案④-2において、本郷二丁目に現在居住している児童が全員指定校変更を希望した場合、本郷三丁目（及び一区(C)）から指定校変更を許可できる人数は、

◎平成30年度5年生の場合、下記の表から、

【②<0人】のため、本郷小学校に2学級以上確保することを考慮すると指定校変更は許可できない。



指定校変更許可可能人数推計（H30年度4年生）

指定校変更を許可するにあたり、前提条件として下記の2項を満たす必要がある。

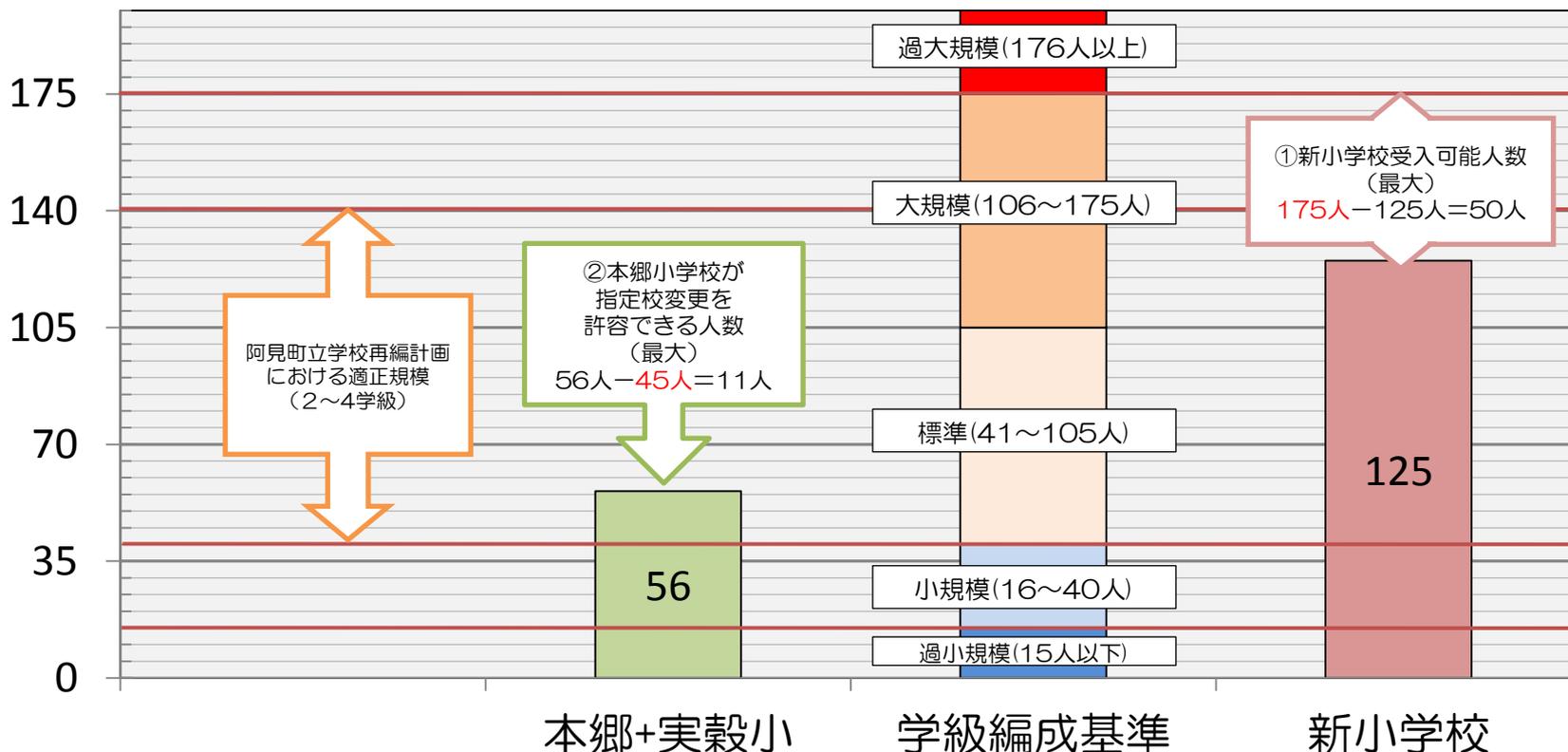
①新小学校が過大規模校にならない範囲（35人学級×5学級＝175人以下）

②本郷小学校が小規模校にならない範囲（41人以上。特別支援学級や転居を考慮すると概ね45人以上）

※例として、通学区域案④-2において、本郷二丁目に現在居住している児童が全員指定校変更を希望した場合、本郷三丁目（及び一区(C)）から指定校変更を許可できる人数は、

◎平成30年度4年生の場合、下記の表から、

【①50人>②11人】のため、上記2項を満たす人数11人までが指定校変更許可可能人数と考えられる。



指定校変更許可可能人数推計（H30年度3年生）

指定校変更を許可するにあたり、前提条件として下記の2項を満たす必要がある。

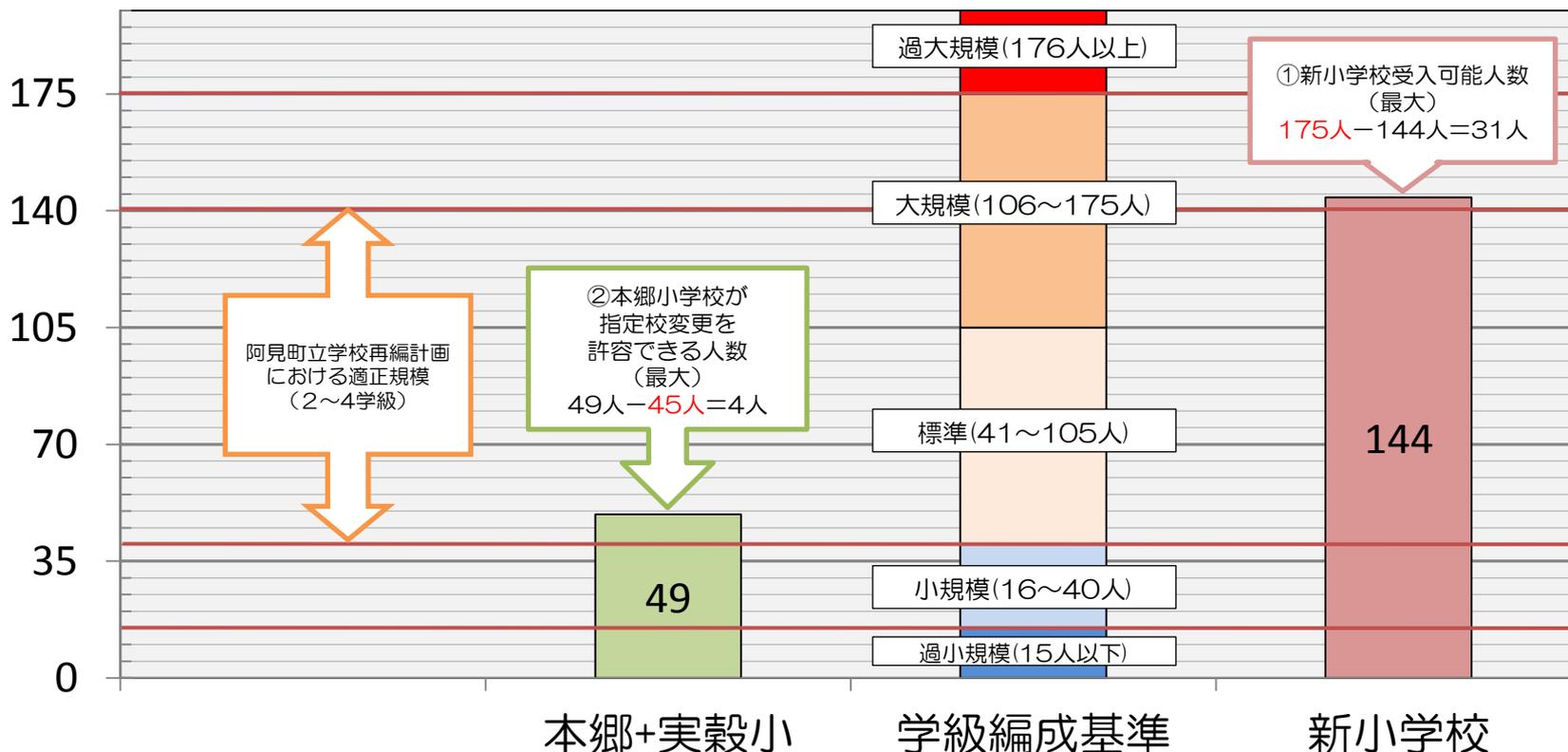
①新小学校が過大規模校にならない範囲（35人学級×5学級＝175人以下）

②本郷小学校が小規模校にならない範囲（41人以上。特別支援学級や転居を考慮すると概ね45人以上）

※例として、通学区域案④-2において、本郷二丁目に現在居住している児童が全員指定校変更を希望した場合、本郷三丁目（及び一区(C)）から指定校変更を許可できる人数は、

◎平成30年度3年生の場合、下記の表から、

【①31人>②4人】のため、上記2項を満たす人数4人までが指定校変更許可可能人数と考えられる。



指定校変更許可可能人数推計（H30年度2年生）

指定校変更を許可するにあたり、前提条件として下記の2項を満たす必要がある。

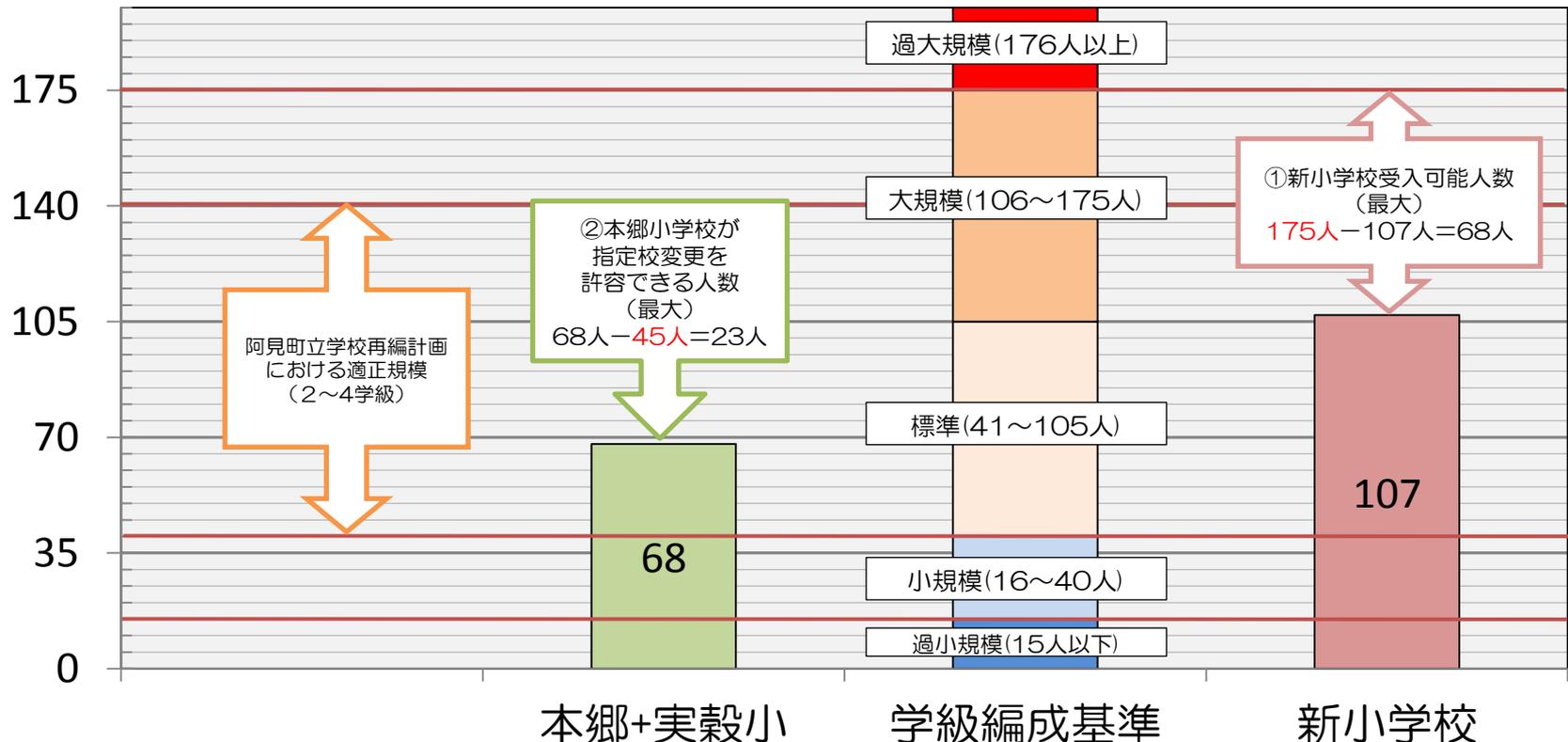
①新小学校が過大規模校にならない範囲（35人学級×5学級＝175人以下）

②本郷小学校が小規模校にならない範囲（41人以上。特別支援学級や転居を考慮すると概ね45人以上）

※例として、通学区域案④-2において、本郷二丁目に現在居住している児童が全員指定校変更を希望した場合、本郷三丁目（及び一区(C)）から指定校変更を許可できる人数は、

◎平成30年度2年生の場合、下記の表から、

【①68人＞②23人】のため、上記2項を満たす人数23人までが指定校変更許可可能人数と考えられる。



指定校変更許可可能人数推計（H30年度1年生）

指定校変更を許可するにあたり、前提条件として下記の2項を満たす必要がある。

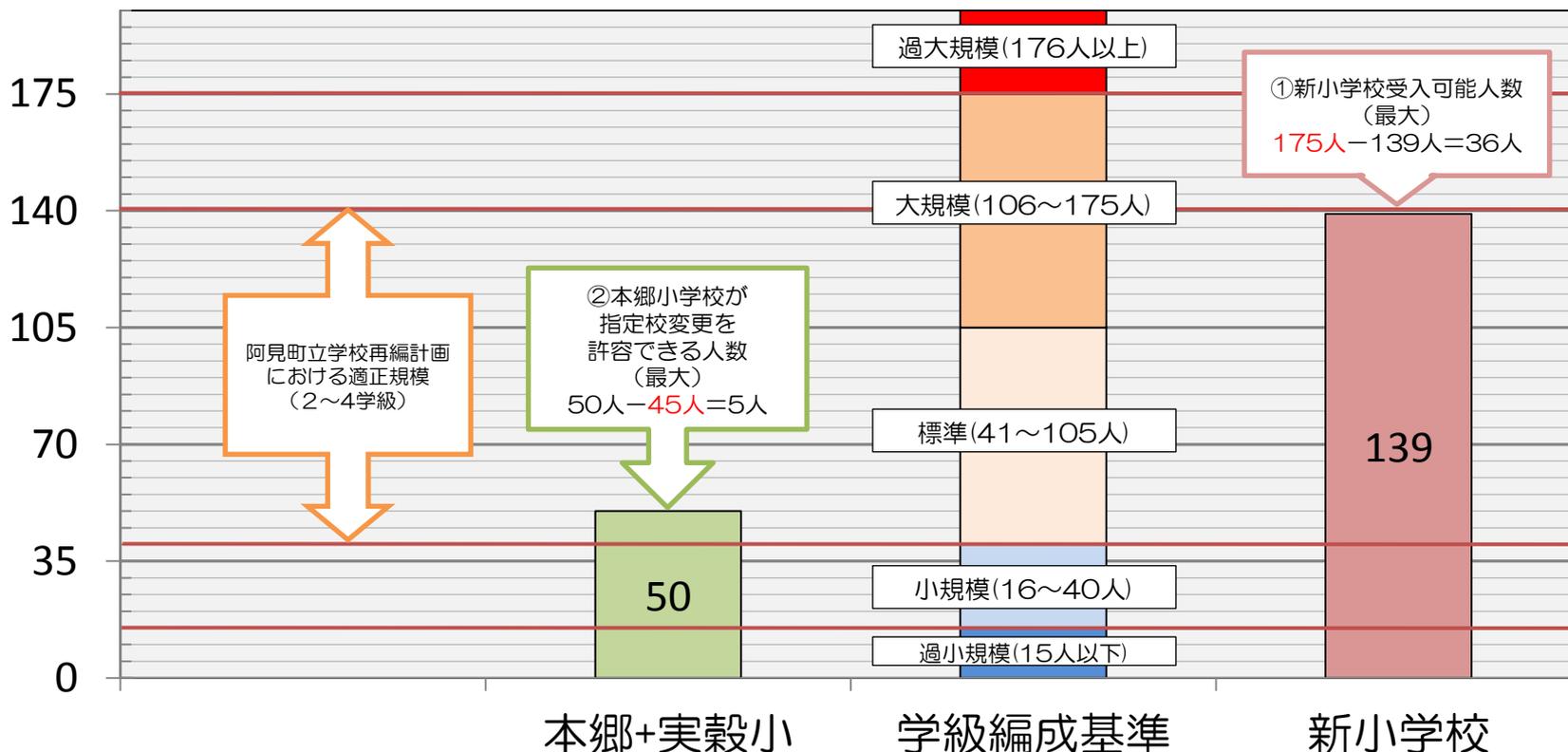
①新小学校が過大規模校にならない範囲（35人学級×5学級＝175人以下）

②本郷小学校が小規模校にならない範囲（41人以上。特別支援学級や転居を考慮すると概ね45人以上）

※例として、通学区域案④-2において、本郷二丁目に現在居住している児童が全員指定校変更を希望した場合、本郷三丁目（及び一区(C)）から指定校変更を許可できる人数は、

◎平成30年度1年生の場合、下記の表から、

【①36人>②5人】のため、上記2項を満たす人数5人までが指定校変更許可可能人数と考えられる。



指定校変更許可可能人数推計（H30年度6年生）

指定校変更を許可するにあたり、前提条件として下記の2項を満たす必要がある。

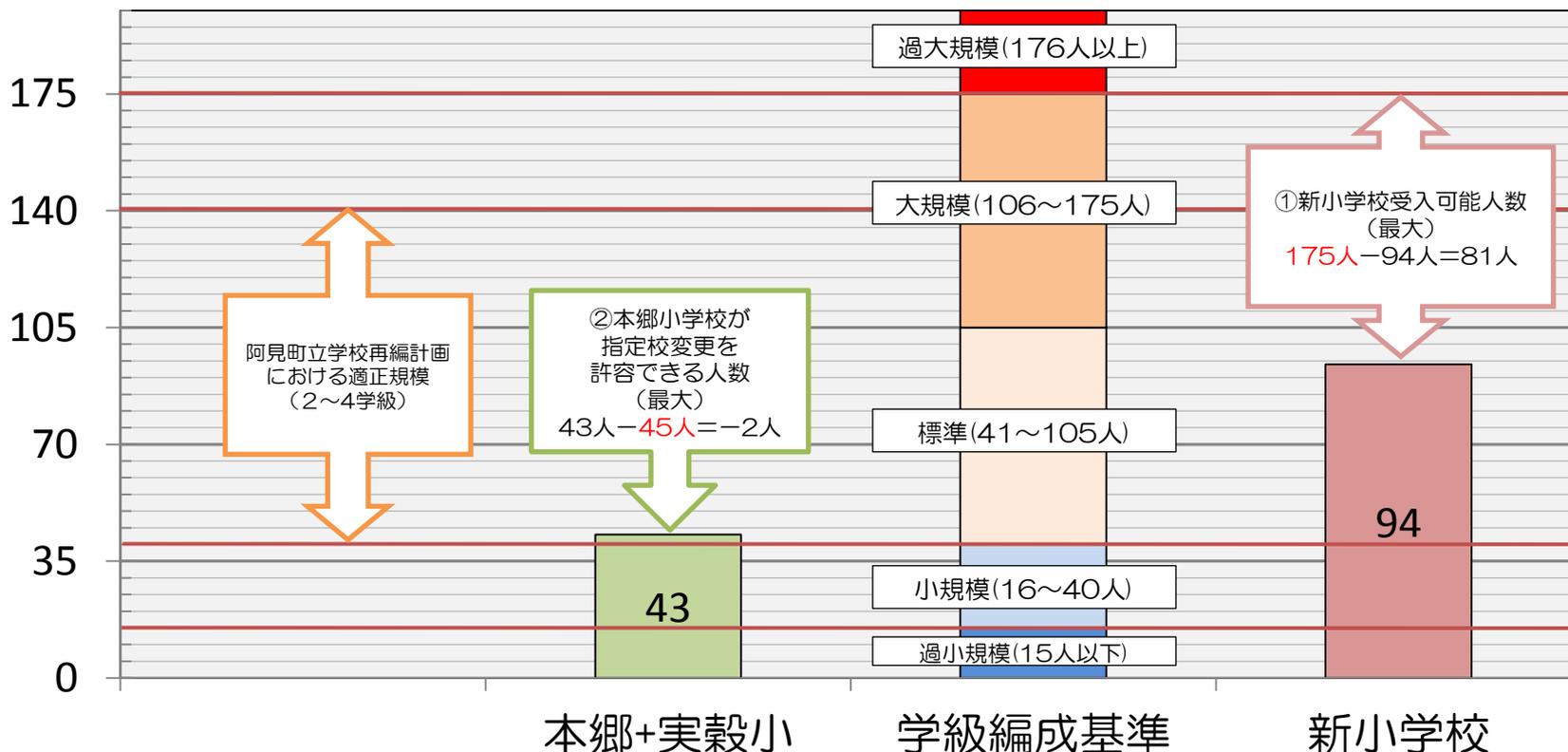
- ①新小学校が過大規模校にならない範囲（35人学級×5学級＝175人以下）
- ②本郷小学校が小規模校にならない範囲（41人以上。特別支援学級や転居を考慮すると概ね45人以上）

※例として、通学区域案①-2において、

本郷三丁目から指定校変更を許可できる人数は、

◎平成30年度6年生の場合、下記の表から、

【②<0人】のため、本郷小学校に2学級以上確保することを考慮すると指定校変更は許可できない。



指定校変更許可可能人数推計（H30年度5年生）

指定校変更を許可するにあたり、前提条件として下記の2項を満たす必要がある。

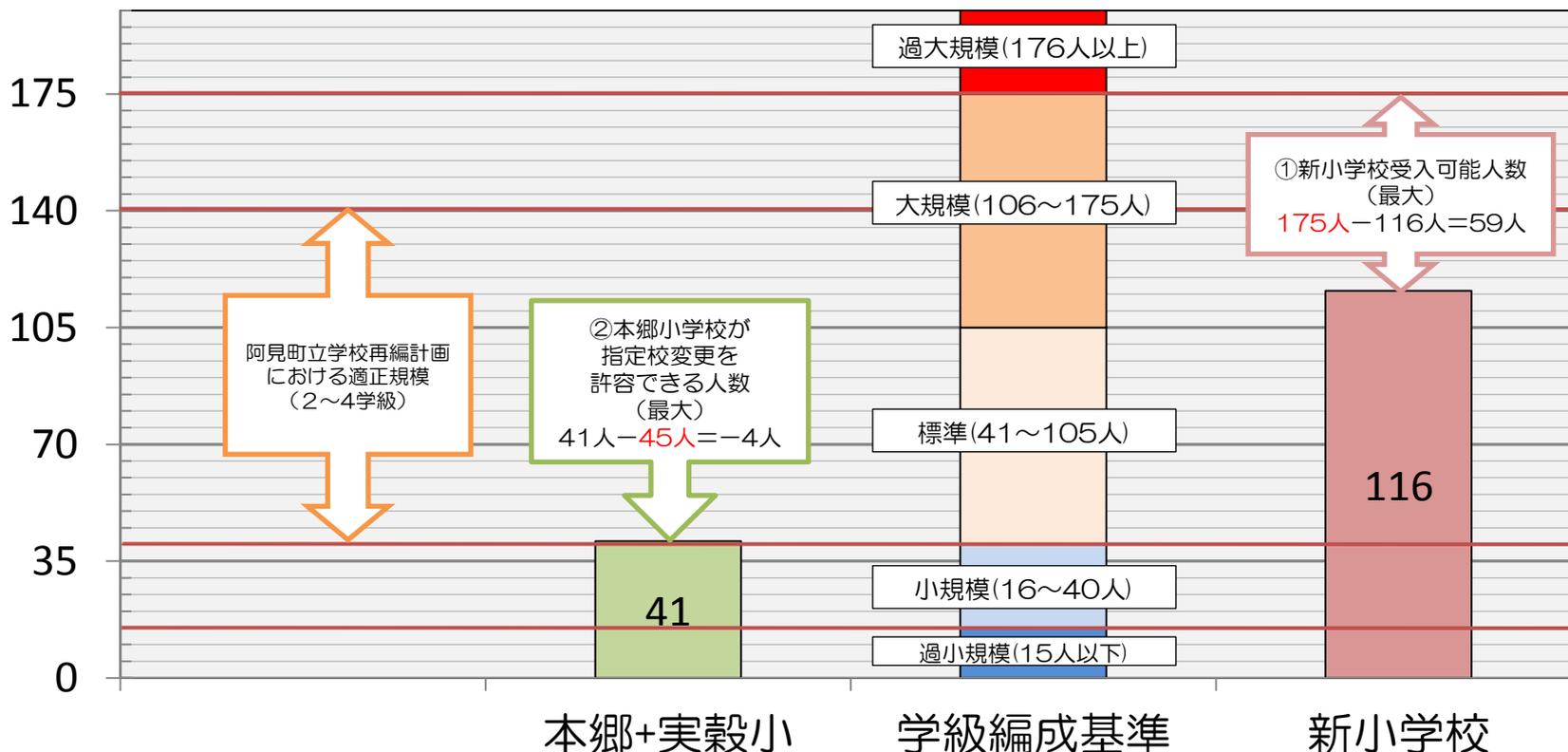
- ①新小学校が過大規模校にならない範囲（35人学級×5学級＝175人以下）
- ②本郷小学校が小規模校にならない範囲（41人以上。特別支援学級や転居を考慮すると概ね45人以上）

※例として、通学区域案①-2において、

本郷三丁目から指定校変更を許可できる人数は、

◎平成30年度5年生の場合、下記の表から、

【②<0人】のため、本郷小学校に2学級以上確保することを考慮すると指定校変更は許可できない。



指定校変更許可可能人数推計（H30年度4年生）

指定校変更を許可するにあたり、前提条件として下記の2項を満たす必要がある。

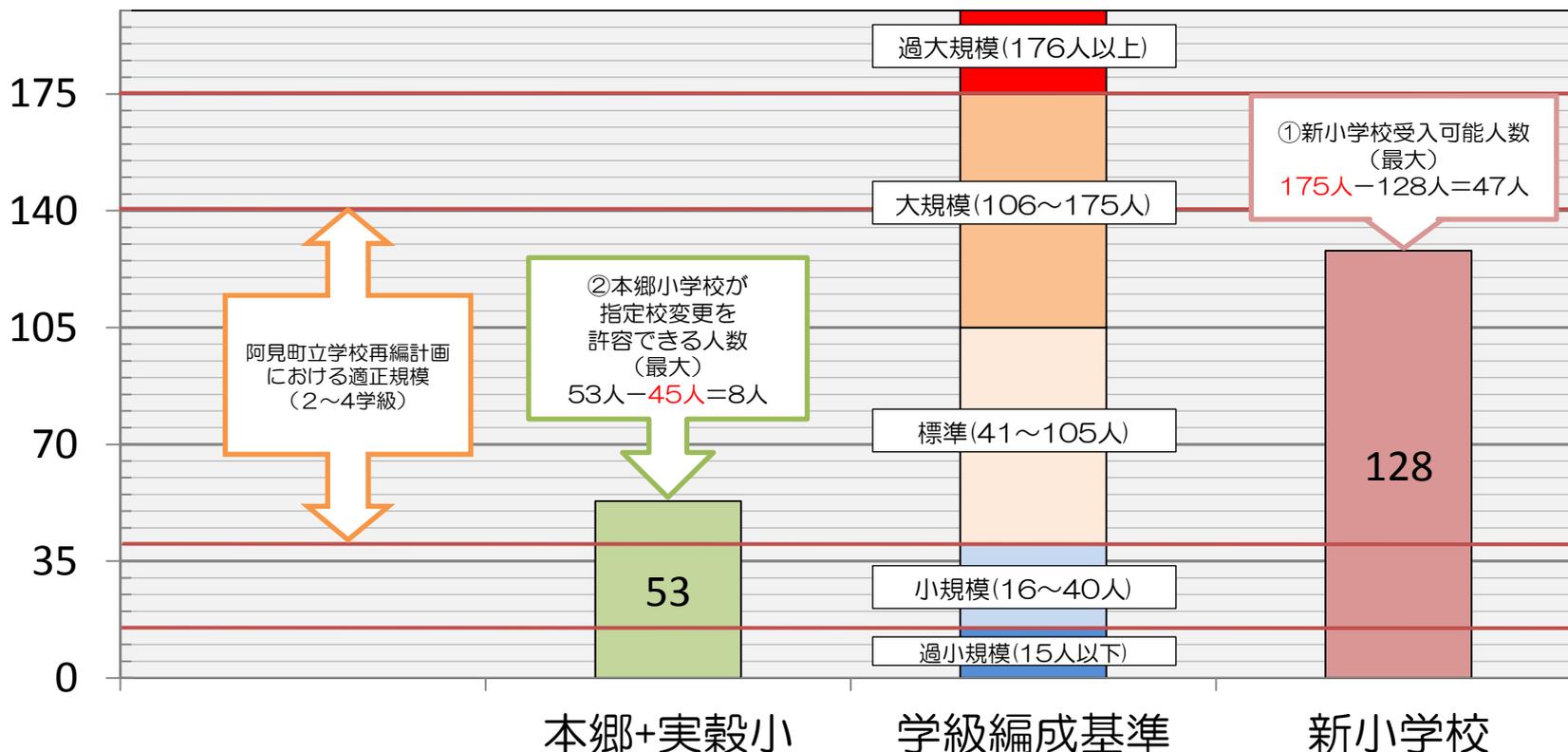
- ①新小学校が過大規模校にならない範囲（35人学級×5学級＝175人以下）
- ②本郷小学校が小規模校にならない範囲（41人以上。特別支援学級や転居を考慮すると概ね45人以上）

※例として、通学区域案①-2において、

本郷三丁目から指定校変更を許可できる人数は、

◎平成30年度4年生の場合、下記の表から、

【①47人>②8人】のため、上記2項を満たす人数8人までが指定校変更許可可能人数と考えられる。



指定校変更許可可能人数推計（H30年度3年生）

指定校変更を許可するにあたり、前提条件として下記の2項を満たす必要がある。

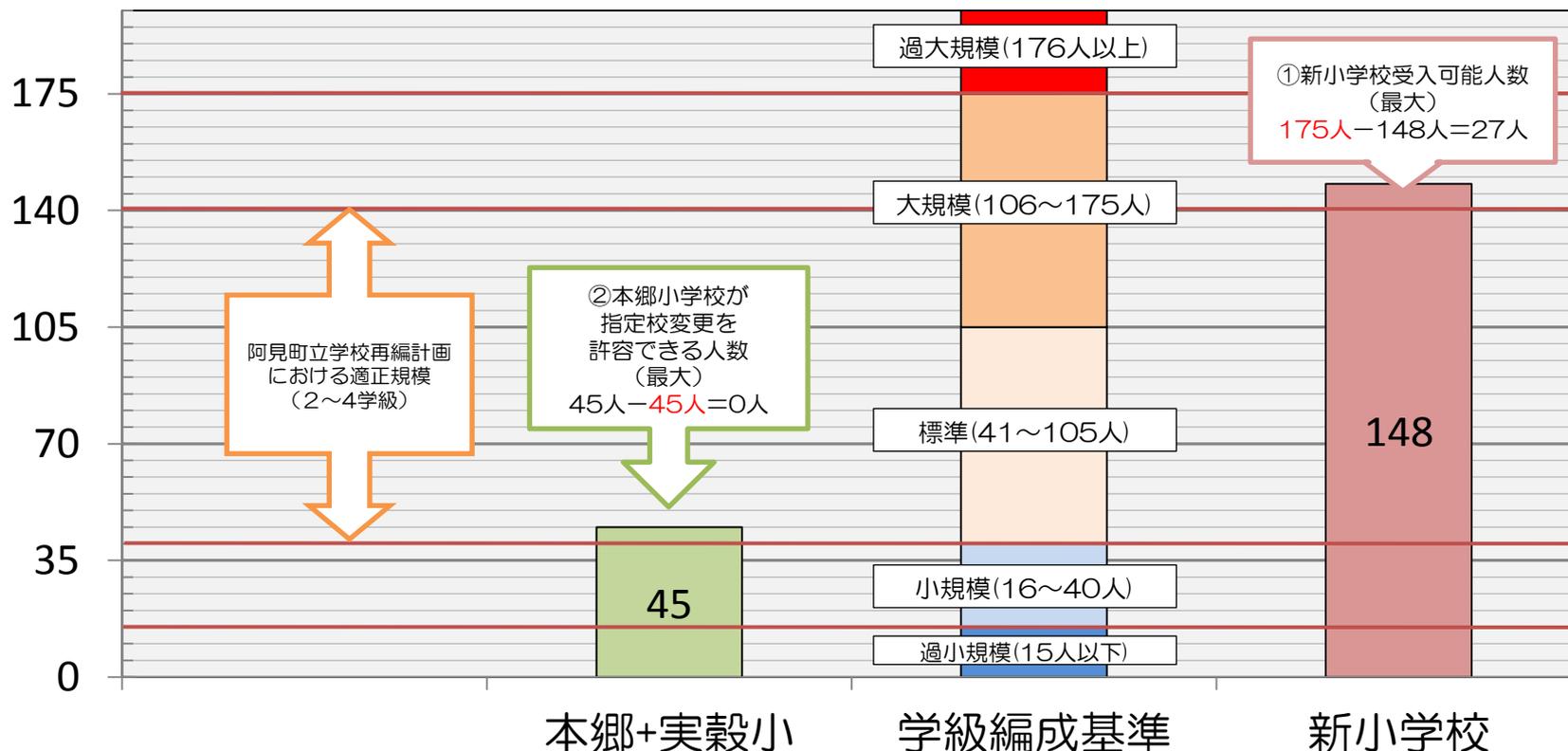
- ①新小学校が過大規模校にならない範囲（35人学級×5学級＝175人以下）
- ②本郷小学校が小規模校にならない範囲（41人以上。特別支援学級や転居を考慮すると概ね45人以上）

※例として、通学区域案①-2において、

本郷三丁目から指定校変更を許可できる人数は、

◎平成30年度3年生の場合、下記の表から、

【②＝0人】のため、本郷小学校に2学級以上確保することを考慮すると指定校変更は許可できない。



指定校変更許可可能人数推計（H30年度2年生）

指定校変更を許可するにあたり、前提条件として下記の2項を満たす必要がある。

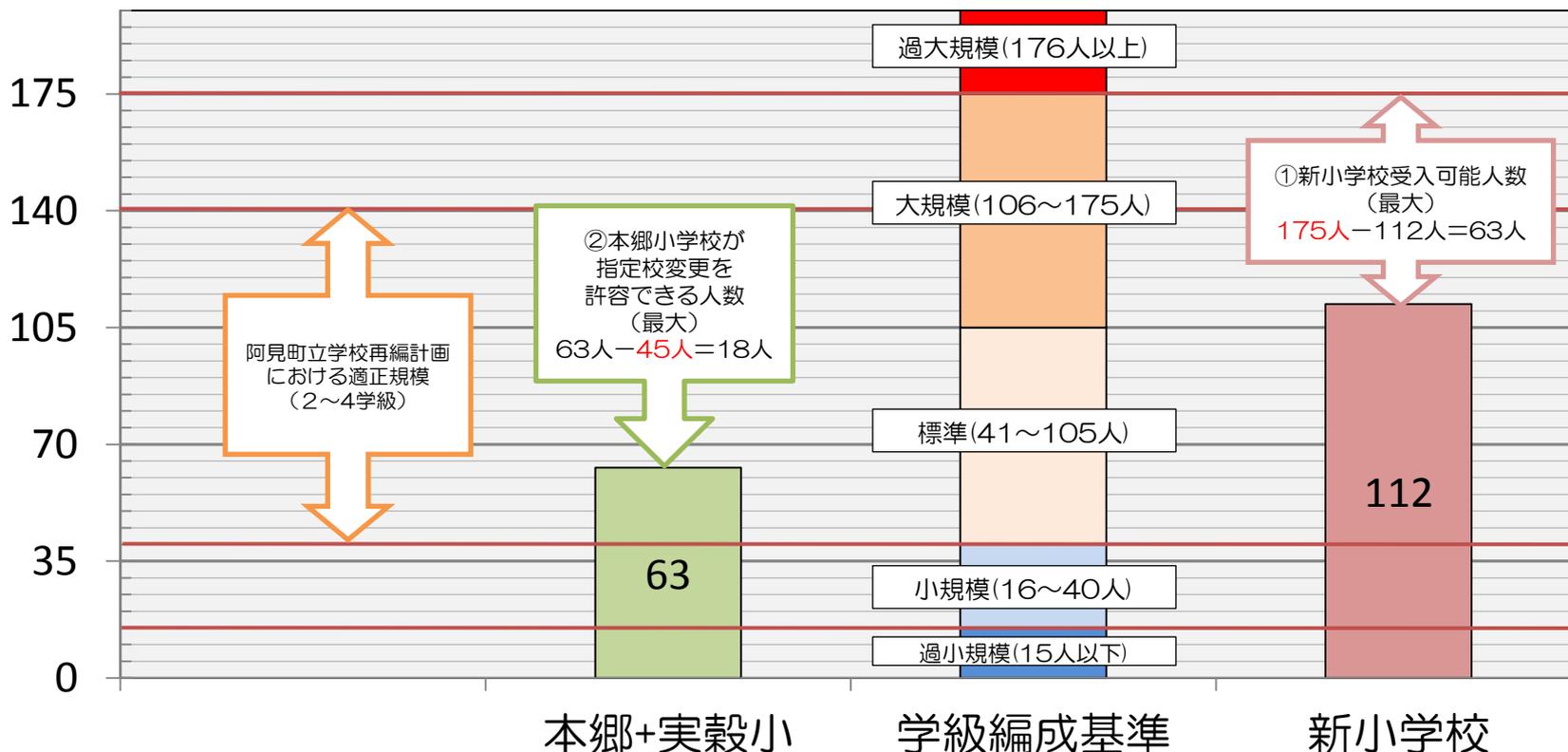
- ①新小学校が過大規模校にならない範囲（35人学級×5学級＝175人以下）
- ②本郷小学校が小規模校にならない範囲（41人以上。特別支援学級や転居を考慮すると概ね45人以上）

※例として、通学区域案①-2において、

本郷三丁目から指定校変更を許可できる人数は、

◎平成30年度2年生の場合、下記の表から、

【①63人>②18人】のため、上記2項を満たす人数18人までが指定校変更許可可能人数と考えられる。



指定校変更許可可能人数推計（H30年度1年生）

指定校変更を許可するにあたり、前提条件として下記の2項を満たす必要がある。

- ①新小学校が過大規模校にならない範囲（35人学級×5学級＝175人以下）
- ②本郷小学校が小規模校にならない範囲（41人以上。特別支援学級や転居を考慮すると概ね45人以上）

※例として、通学区域案①-2において、

本郷三丁目から指定校変更を許可できる人数は、

◎平成30年度1年生の場合、下記の表から、

【①32人>②1人】のため、上記2項を満たす人数1人までが指定校変更許可可能人数と考えられる。

